

第210期 中間決算公告

2020年12月21日

新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
株式会社 第四銀行
取締役頭取 並木富士雄

中間貸借対照表(2020年9月30日現在)

(単位:百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
現金預け金	1,244,578	預金	5,061,974
買入金銭債権	12,304	譲渡性預金	146,841
商品有価証券	1,938	売現先勘定	69,627
有価証券	1,494,981	債券貸借取引受入担保金	87,626
貸出金	3,342,444	借入金	515,068
外国為替	11,746	外国為替	208
その他資産	47,936	信託勘定借	203
その他の資産	47,936	その他負債	22,709
有形固定資産	41,840	未払法人税等	2,331
無形固定資産	14,710	リース債務	74
前払年金費用	1,768	その他の負債	20,303
繰延税金資産	2,354	賞与引当金	1,290
支払承諾見返	13,802	退職給付引当金	588
貸倒引当金	△ 14,862	睡眠預金払戻損失引当金	1,703
		システム解約損失引当金	276
		偶発損失引当金	860
		再評価に係る繰延税金負債	5,236
		支払承諾	13,802
		負債の部合計	5,928,018
		(純資産の部)	
		資本金	32,776
		資本剰余金	18,635
		資本準備金	18,635
		利益剰余金	208,817
		利益準備金	25,510
		その他利益剰余金	183,306
		固定資産圧縮積立金	649
		別途積立金	159,334
		繰越利益剰余金	23,322
		株主資本合計	260,230
		その他有価証券評価差額金	21,355
		繰延ヘッジ損益	△ 477
		土地再評価差額金	6,417
		評価・換算差額等合計	27,294
		純資産の部合計	287,524
資産の部合計	6,215,543	負債及び純資産の部合計	6,215,543

中間損益計算書

〔2020年 4月 1日から
2020年 9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	41,615
資金運用収益	22,242
(うち貸出金利息)	(15,107)
(うち有価証券利息配当金)	(6,878)
信託報酬	0
役務取引等収益	7,362
その他業務収益	3,461
その他経常収益	8,548
経常費用	34,488
資金調達費用	995
(うち預金利息)	(301)
役務取引等費用	2,816
その他業務費用	2,913
営業経費	22,122
その他経常費用	5,639
経常利益	7,127
特別利益	0
特別損失	27
税引前中間純利益	7,099
法人税、住民税及び事業税	2,898
法人税等調整額	△ 618
法人税等合計	2,279
中間純利益	4,820

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年～9年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,443百万円であります。

(追加情報)

新型コロナウイルスの感染症の感染拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、その影響は今後一定期間は継続すると想定しております。経済活動の収縮から一時的に信用状況の悪化による影響が出てくる一方で、各種経済対策などによる信用悪化の抑制効果も見込まれるとの仮定を置いており、貸倒引当金の見積方法の変更は実施しておりません。

ただし、今後の感染状況や収束時期等には多くの不確実性を含んでおり、追加的な損失発生などにより財務諸表に影響を与える可能性があります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) システム解約損失引当金

システム解約損失引当金は、将来予定している当行と株式会社北越銀行との合併後の銀行において採用するシステムへの移行に伴い、現在利用しているシステムの中途解約に係る損失見込額のうち当行の負担額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。

9. 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当行の当事業年度において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金勘定の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

追加情報

当行および株式会社北越銀行(以下、北越銀行といい、当行と北越銀行を総称して両行という。)は、2020年9月18日付にて合併契約(以下、本合併という。)を締結いたしました。

(1) 合併の目的

本合併は、両行が株式会社第四北越フィナンシャルグループ(以下、第四北越フィナンシャルグループという。)のもと、統合効果を最大限発揮し、金融仲介機能および情報仲介機能をより一層向上させることで、経営統合の最大の目的である「地域への貢献」を永続的に果たしていくことを目的としております。

(2) 合併の概要

①合併の日程

合併契約の締結	2020年9月18日(金)
合併承認株主総会	2020年9月25日(金)
合併効力発生日	2021年1月1日(金)(予定)

②合併方式

当行を吸収合併存続会社、北越銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式とします。
なお、当行は2021年1月1日付で商号を株式会社第四北越銀行に変更する予定です。

③合併に係る対価及び割当て

両行は、いずれも第四北越フィナンシャルグループの完全子会社であるため、当行(2021年1月1日付で商号を株式会社第四北越銀行に変更予定)は本合併に際し、北越銀行の株主である第四北越フィナンシャルグループに対し、本合併の対価として、株式その他の金銭等の交付は行いません。

④資本金及び準備金の額

本合併による当行(2021年1月1日付で商号を株式会社第四北越銀行に変更予定)の資本金及び準備金の額の増加はありません。

(3) 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 関係会社の株式及び出資金総額 580 百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,380 百万円、延滞債権額は 53,487 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 197 百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,629 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 57,694 百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,059 百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	605,872 百万円
貸出金	135,927 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	46,214 百万円
売現先勘定	69,627 百万円
債券貸借取引受入担保金	87,626 百万円
借入金	515,068 百万円

上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券 20 百万円及び有価証券 1,100 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 3,258 百万円、中央清算機関差入証拠金 30,000 百万円及び保証金 869 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,196,980 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,137,401 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 55,503 百万円
 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 75,634 百万円であります。
 12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 203 百万円であります。
 13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.67%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 192 百万円及び株式等売却益 7,733 百万円を含んでおります。
 2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,908 百万円、貸出金償却 275 百万円、株式等売却損 1,439 百万円及び株式等償却 382 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「その他資産」中の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	48,012	48,383	370
	社債	1,302	1,309	7
	小計	49,315	49,693	377
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	576	569	△7
	小計	576	569	△7
合計		49,891	50,262	370

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2020年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	136

(注) 上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券(2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	80,037	45,523	34,514
	債券	579,046	574,099	4,947
	国債	164,668	162,427	2,241
	地方債	308,545	306,616	1,928
	社債	105,832	105,055	776
	その他	313,516	304,279	9,237
	うち外国債券	238,301	230,660	7,640
	小計	972,601	923,902	48,699
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	20,529	25,293	△4,764
	債券	286,608	288,932	△2,324
	国債	81,298	82,990	△1,692
	地方債	109,602	109,742	△140
	社債	95,707	96,200	△492
	その他	161,192	172,363	△11,171
	うち外国債券	9,967	9,971	△4
	小計	468,329	486,590	△18,261
合計		1,440,930	1,410,492	30,437

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,299
その他	1,869
合計	4,169

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、339百万円(うち株式330百万円、債券8百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券については、時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合や、発行会社の財務状態などを勘案し、減損処理を行っております。株式及び証券投資信託については、期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか、時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,233 百万円
退職給付引当金	3,177 百万円
減価償却費	1,313 百万円
有価証券償却	859 百万円
その他	3,871 百万円
繰延税金資産小計	14,455 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,529 百万円
評価性引当額小計	△1,529 百万円
繰延税金資産合計	12,925 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,082 百万円
退職給付信託設定益	△1,204 百万円
その他	△283 百万円
繰延税金負債合計	△10,571 百万円
繰延税金資産の純額	2,354 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 8,471 円 39 銭

1株当たりの中間純利益金額 142 円 2 銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

信託財産残高表

(2020年9月30日現在)

(単位:百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	203	金銭信託	203
合計	203	合計	203

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付)元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金銭信託

(単位:百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	203	元本	203
合計	203	合計	203

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結貸借対照表(2020年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,244,659	預金	5,052,285
買入金銭債権	12,304	譲渡性預金	140,051
商品有価証券	1,938	売現先勘定	69,627
有価証券	1,500,883	債券貸借取引受入担保金	87,626
貸出金	3,327,422	借入金	523,858
外国為替	11,746	外国為替	208
その他資産	95,162	信託勘定借	203
有形固定資産	42,931	その他負債	40,365
無形固定資産	14,842	賞与引当金	1,366
繰延税金資産	5,325	退職給付に係る負債	6,466
支払承諾見返	13,802	役員退職慰労引当金	8
貸倒引当金	△ 17,958	睡眠預金払戻損失引当金	1,703
		システム解約損失引当金	276
		偶発損失引当金	860
		繰延税金負債	980
		再評価に係る繰延税金負債	5,236
		支払承諾	13,802
		負債の部合計	5,944,928
		(純資産の部)	
		資本金	32,776
		資本剰余金	25,177
		利益剰余金	209,511
		株主資本合計	267,465
		その他有価証券評価差額金	21,642
		繰延ヘッジ損益	△ 477
		土地再評価差額金	6,417
		退職給付に係る調整累計額	△ 5,077
		その他の包括利益累計額合計	22,504
		非支配株主持分	18,160
		純資産の部合計	308,131
資産の部合計	6,253,060	負債及び純資産の部合計	6,253,060

中間連結損益計算書

2020年4月1日から

2020年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	50,928
資 金 運 用 収 益	22,054
(うち貸出金利息)	(15,204)
(うち有価証券利息配当金)	(6,595)
信 託 報 酬	0
役 務 取 引 等 収 益	8,780
そ の 他 業 務 収 益	11,523
そ の 他 経 常 収 益	8,568
経 常 費 用	42,987
資 金 調 達 費 用	1,014
(うち預金利息)	(301)
役 務 取 引 等 費 用	2,663
そ の 他 業 務 費 用	10,365
営 業 経 費	23,052
そ の 他 経 常 費 用	5,891
経 常 利 益	7,941
特 別 利 益	0
固 定 資 産 処 分 益	0
特 別 損 失	27
固 定 資 産 処 分 損	27
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	7,913
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,280
法 人 税 等 調 整 額	△ 609
法 人 税 等 合 計	2,670
中 間 純 利 益	5,243
非支配株主に帰属する中間純利益	319
親会社株主に帰属する中間純利益	4,923

連結注記表

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結される子会社及び子法人等

6社

第四リース株式会社、第四コンピューターサービス株式会社

第四信用保証株式会社、第四ジェーシーピーカード株式会社、第四ディーシーカード株式会社

だいし経営コンサルティング株式会社

(2)非連結の子会社及び子法人等

2社

だいし食・農成長応援ファンド投資事業有限責任組合

だいし創業支援ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2)持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3)持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

2社

だいし食・農成長応援ファンド投資事業有限責任組合

だいし創業支援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4)持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

6社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子

会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年～9年)に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,443百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、その影響は今後一定期間は継続すると想定しております。経済活動の収縮から一時的に信用状況の悪化による影響が出てくる一方で、各種経済対策などによる信用悪化の抑制効果も見込まれるとの仮定を置いており、貸倒引当金の見積方法の変更は実施しておりません。

ただし、今後の感染状況や収束時期等には多くの不確実性を含んでおり、追加的な損失発生などにより連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. システム解約損失引当金の計上基準

システム解約損失引当金は、将来予定している当行と株式会社北越銀行との合併後の銀行において採用するシステムへの移行に伴い、現在利用しているシステムの中途解約に係る損失見込額のうち当行の負担額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価について、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等はデリバティブ取引を行っておりません。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。

16. 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当行の事業年度において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金勘定の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

追加情報

当行および株式会社北越銀行(以下、北越銀行といい、当行と北越銀行を総称して両行という。)は、2020年9月18日付にて合併契約(以下、本合併という。)を締結いたしました。

(1) 合併の目的

本合併は、両行が株式会社第四北越フィナンシャルグループ(以下、第四北越フィナンシャルグループという。)のもと、統合効果を最大限発揮し、金融仲介機能および情報仲介機能をより一層向上させることで、経営統合の最大の目的である「地域への貢献」を永続的に果たしていくことを目的としております。

(2) 合併の概要

① 合併の日程

合併契約の締結	2020年9月18日(金)
合併承認株主総会	2020年9月25日(金)
合併効力発生日	2021年1月1日(金)(予定)

② 合併方式

当行を吸収合併存続会社、北越銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式とします。

なお、当行は2021年1月1日付で商号を株式会社第四北越銀行に変更する予定です。

③ 合併に係る対価及び割当て

両行は、いずれも第四北越フィナンシャルグループの完全子会社であるため、当行(2021年1月1日付で商号を株式会社第四北越銀行に変更予定)は本合併に際し、北越銀行の株主である第四北越フィナンシャルグループに対し、本合併の対価として、株式その他の金銭等の交付は行いません。

④ 資本金及び準備金の額

本合併による当行(2021年1月1日付で商号を株式会社第四北越銀行に変更予定)の資本金及び準備金の額の増加はありません。

(3) 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 448 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,699 百万円、延滞債権額は 54,270 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 197 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,629 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 58,796 百万円であります。なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,059 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	605,872 百万円
貸出金	135,927 百万円

担保資産に対応する債務

預金	46,214 百万円
売現先勘定	69,627 百万円
債券貸借取引受入担保金	87,626 百万円
借入金	515,068 百万円

上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券 20 百万円及び有価証券 1,100 百万円を差し入れております。
また、その他資産には、金融商品等差入担保金 3,258 百万円、中央清算機関差入証拠金 30,000 百万円及び保証金 869 百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,239,335 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,179,756 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法(1991 年法律第 69 号)第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 63,495 百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 75,634 百万円あります。

12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 203 百万円であります。
13. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.89%

(中間連結損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、株式等売却益 7,733 百万円及び償却債権取立益 196 百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 3,106 百万円、株式等売却損 1,439 百万円、貸出金償却 275 百万円及び株式等償却 382 百万円を含んでおります。
- 当中間連結会計期間における中間包括利益 13,553 百万円

(金融商品関係)

中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

○金融商品の時価等に関する事項

2020 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額(※1)
(1)現金預け金	1,244,659	1,244,659	—
(2)有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	49,891	50,262	370
その他有価証券	1,446,703	1,446,703	—
(3)貸出金	3,327,422		
貸倒引当金(※2)	△15,857		
	3,311,565	3,344,165	32,599
資産計	6,052,819	6,085,789	32,969
(1)預金	5,052,285	5,052,352	△67
(2)譲渡性預金	140,051	140,051	△0
(3)売現先勘定	69,627	69,627	—
(4)債券貸借取引受入担保金	87,626	87,626	—
(5)借入金	523,858	523,862	△3
負債計	5,873,450	5,873,521	△70
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,440	1,440	—
ヘッジ会計が適用されているもの	478	466	△12
デリバティブ取引計	1,918	1,906	△12

(※1)差額欄は評価損益を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引および金利スワップの特例処理を採用している取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

なお、デリバティブに対応する偶発損失引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、約定期間が短期間(1 年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行体の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金

利によるものは私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた金額に保証料を加味して時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額(一般貸倒引当金控除前)と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率または同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額(一般貸倒引当金控除前)と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額(一般貸倒引当金控除前)に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 売先勘定、及び(4)債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨オプション、通貨スワップ等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)(※2)	2,518
②組合出資金等(※3)	1,873
合 計	4,392

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について51百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。なお、組合出資金等には、「その他資産」中の一部が含まれております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	48,012	48,383	370
	社債	1,302	1,309	7
	小計	49,315	49,693	377
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	576	569	△7
	小計	576	569	△7
合計		49,891	50,262	370

2. その他有価証券(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	85,834	47,593	38,240
	債券	579,046	574,099	4,947
	国債	164,668	162,427	2,241
	地方債	308,545	306,616	1,928
	社債	105,832	105,055	776
	その他	313,516	304,279	9,237
	うち外国債券	238,301	230,660	7,640
	小計	978,397	925,972	52,425
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	20,547	25,316	△4,769
	債券	286,608	288,932	△2,324
	国債	81,298	82,990	△1,692
	地方債	109,602	109,742	△140
	社債	95,707	96,200	△492
	その他	161,192	172,363	△11,171
	うち外国債券	9,967	9,971	△4
	小計	468,347	486,613	△18,266
合計		1,446,745	1,412,585	34,159

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、339百万円(うち株式330百万円及び債券8百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券については、時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合や、発行会社の財務状態などを勘案し、減損処理を行っております。株式及び証券投資信託については、期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか、時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っております。

(賃貸等不動産関係)

当行及び一部の連結子会社では、賃貸等不動産を保有しておりますが、その総額に重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 8,543円45銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 145円7銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

信託財産残高表
(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	203	金銭信託	203
合計	203	合計	203

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付) 元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金銭信託

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	203	元本	203
合計	203	合計	203

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。